一般競争入札の実施

選挙管理委員会

福岡県公報

平成20年6月20日 第 2 8 3 8 号

(警察本部会計課)8

目 次

告 示 (第1003号 - 第1015号)

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事

温脂損害等補償法第112余第1項の規定による回息	息を氷めるにめの事	
前届出	(漁業管理課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	1
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	2
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づ	く届出	
	(中小企業振興課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣か	らの通知	
	(森林保全課)	4
公告		
競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	4
一般競争入札の実施	(教育庁高校教育課)	6

政治団体の設立届		(市町村支援課)	11
政治団体の届出事項の異動届		(市町村支援課)	12
政治団体の解散届		(市町村支援課)	16
資金管理団体の指定届		(市町村支援課)	17
資金管理団体の届出事項の異	動届	(市町村支援課)	18
資金管理団体の指定取消届		(市町村支援課)	18
,			

福岡県告示第1003号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成20年6月20日から同年7月4日までの間縦覧に供する。

示

平成20年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

	発起	足人の住所及び氏	名	加入区	法第113条第1項の申出を	
	住	所	氏	名	加八区	する漁業協同組合の名称
大川	市大字新田 市大字紅粉 市大字新田	屋961-1	黒田 山田 山田	洋児 智徳 直年	ЛП	川口漁業協同組合

福岡県告示第1004号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

_									
	土才 務月	-	道 種	各の 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)
						前	八女郡黒木町大字大淵4145 番先から 同郡同町大字大淵4924番 1 先まで	7.1 ~ 18.5	90.0
	八	女	国	般	後	同上	7.1 ~ 19.0	93.5	
						後	同上	9.2 ~ 19.0	116.0

福岡県告示第1005号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営大河内地区土地改良 (区画整理) 事業変更計画書の写し	平成20年 6 月20日から 平成20年 7 月18日まで	豊前市役所

福岡県告示第1006号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年6月20日

福岡県知事 麻生渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
----------	---------	------

県営深野地区土地改良 (区画整理) 事業変更計画書の写し

平成20年6月20日から 平成20年7月18日まで

築上町役場

福岡県告示第1007号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 - 小郡市二森字西宮原1392 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市二森1580番地8

佐藤 邦雄

福岡県告示第1008号

宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号) 第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成20年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事(6)	新建エステート株式会社	福岡市中央区赤坂 1 - 12 - 15
第9193号	代表者 佐野 暢男	読売福岡ビル 8 F

福岡県告示第1009号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第5項の規定に基づき、大規模 小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があっ たので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成20年6月20日

福岡県知事 麻生渡

珇

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社サンリブ	サンリブ柳川店 福岡県柳川市大字京町14番地の4

福岡県告示第1010号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称 筑紫郡那珂川町片縄北二丁目1032 - 1、及び1032 - 19から1032 - 27まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市南区塩原三丁目17番7号

株式会社アテックス 代表取締役 中野 憲昭

福岡県告示第1011号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延長(メートル)	備考
			前	八女郡広川町大字 広川1420番 3 先から 同郡同町大字新代 602番 8 先まで	6.2 ~	2,237.6	

Л	女	県	道	三上	潴緣	前	同上	5.7 ~ 66.0	3,714.2	うち国道 3号重用 延長 1126.5 m 久留米筑 後線重用 延長702. 2 m
						後	同上	6.2 ~ 13.3	2,237.6	
						後	同上	5.7 ~ 83.2	3,692.2	うち国道 3号重用 延長 1126.5 m 久留米筑 後線重用 延長702. 2 m

福岡県告示第1012号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年6月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八女	三潴泉上陽	八女郡広川町大字広川1090番 4 先から 同郡同町大字新代1140番 1 先まで

福岡県告示第1013号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非 営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

平成20年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月28日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人笑老ライフ研究所

(2) 代表者の氏名

植木 理美

(3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区警固二丁目18番17 - 701号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び高齢者の生活支援を行う事業者に対して、高齢者の自立 した生活のための支援や、そのための事業の健全な運営の支援を行い、高齢者が、 その人らしく、笑顔溢れる人生を、最後まで全うできる社会の実現に寄与すること を目的とする。

福岡県告示第1014号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非 営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

平成20年6月20日

福岡県知事 麻 牛 渡

- 1 申請のあった年月日
 - 平成20年6月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人子ども未来ネットワーク北九州

(2) 代表者の氏名

松田 弘志

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区北方2丁目15番21号

(4) 定款に記載された目的

この法人は地域住民に対し、子育てに関する支援事業を行うことで、子育て環境 を改善し、子どもの健全育成及び男女共同参画社会の形成に寄与することを目的と する。

福岡県告示第1015号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知 を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30 条の規定により次のように告示する。

平成20年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成7年7月19日農林水産省告示第991号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所 に備え置いて縦覧に供する。)



公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。 平成20年6月20日

福岡県知事 麻 牛 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 福岡県教育センター電子計算機等賃貸借及び保守業務
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれ らの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量 に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格 の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定による監督又 は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (ア)から(対)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を 契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率

- 才 経営年数
- 力 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- カ 法人にあっては財務諸表の写し (申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表 (申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの) (様式第3号)及び所得税確定申告書の写し (申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票 (様式第4号)
- ク 営業概要表 (様式第5号)
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組 合用営業概要表 (様式第6号) 及び官公需適格組合証明書 (物品関係) の写し等
- コ 印刷業明細表 (印刷業のみ) (様式第7号)
- サ ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ IS9000シリーズ及びIS14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- タ 返信用封筒 (290円切手を貼付した長形 3 号封筒)
- (2) 申請書 (有償) の入手先
 - ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
 - イ 住所 〒812 0045 福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁総合売店内)
 - ウ 電話 092 641 7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 - ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
 - イ 住所 〒812 8577 福岡市博多区東公園 7番 7号
 - ウ 電話 092 643 3092 (ダイヤルイン)
- (4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成20年7月18日(金)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知 (郵送) する。

- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年 9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札

に付します。

平成20年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称

福岡県教育センター電子計算機等賃貸借及び保守業務契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成20年10月1日から平成25年9月30日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規 定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査 申請書に必要事項を記入の上、平成20年7月18日 (金) 午後5時00分までに次の(3)の 部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション (福岡県庁地下総合売店)

〒812 - 0045 福岡市博多区東公園 7番 7号

電話番号 092 - 641 - 7838

- (2) 申請書の価格
 - 一部500円 (消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について 別途実費を徴収する。)
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園 7番 7号

電話番号 092 - 643 - 3092 (ダイヤルイン)

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)

平成20年7月30日(水)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大 分 類	中 分 類	業種名	等 級
5	02	電気通信機器	A A
13	08	リース・レンタル	A A

- (2) 当該契約を迅速かつ確実に履行できると認められる者
- (3) 納入しようとする物品等が 1(2)において示した入札説明書の仕様と適合していることの証明書を、平成20年 7 月23日 (水) までに提出した者
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間 中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育センター総務課

〒811 - 2401 糟屋郡篠栗町高田268

電話番号 092 - 947 - 0079

- 6 契約条項を示す場所5 の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等

平成20年6月20日(金)から平成20年7月30日(水)までの県の休日を除く毎日 、午前9時00分から午後5時00分まで (2) 場所

5の部局とする。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明会
- (1) 場所

福岡県教育センター情報教育棟第17研修室

糟屋郡篠栗町高田268

(2) 日時

平成20年7月2日 (水) 午後2時00分

- 10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所

福岡県教育センター総務課

〒811 - 2401 糟屋郡篠栗町高田268

(2) 受領期限

平成20年7月30日 (水) 午後5時00分

(3) 提出方法

直接 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。受領期限内必着) で行う。

- 11 開札の場所及び日時
 - (1) 場所

福岡県教育センター第1研修室 糟屋郡篠栗町高田268

(2) 日時

平成20年7月31日 (木) 午前11時00分

12 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3 項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべ てが立ち会っている場合にあって、そのすべての同意が得られれば直ちにその場で、

__

郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積金額 (税込金額) の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約 (見積金額 (税込金額) の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者 (開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。) 及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 15 落札者の決定の方法
 - (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と する.
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関 (WTO) 協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

(1) Contract matter

Hiring and Maintenance of Computer System and Related Equipment

(2) Deadline for Tender

5:00 P M on July 30, 2008

(3) Contact Point for the Notice : Fukuoka Prefectual Educational Center, 268, Takata, Sasaguri-machi, Kasuya-gun, Fukuoka, 811-2401, Japan

TEL 092-947-0079

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。 平成20年6月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達内容
- (1) 調達物品の名称及び数量 改正道交法広報用クリアファイル印刷 60.000枚
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成20年8月8日 (金)
- (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規 定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)

平成20年7月3日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
01	01	文具	A A A B
03	02	活版印刷	A A、A、B

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いない者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間 中でない者
- (6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
 - イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法 (昭和38年法律第154 号) 第2条第1項に定める中小企業者であること。
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7番 7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234

- 5 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所 4の部局とする。
- (3) 提出期間

平成20年6月20日(金)から平成20年6月30日(月)までの県の休日を除く毎日 、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

- 6 入札参加の確認結果の通知
- 5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 7 契約条項を示す場所
 - 4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
- (1) 期間等

平成20年6月20日(金)から平成20年6月30日(月)までの県の休日を除く毎日 、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 10 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年7月3日(木)午後6時00分

(3) 提出方法

直接 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。受領期限内必着) で行う。

- 11 開札の場所及び日時
 - (1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成20年7月4日(金)午前10時00分

12 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札.保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約 (見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの) を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を 提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を 提出する場合
- 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに 加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者 (開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。) 及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年6月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年4月1日~4月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	届出年月日
自由民主党福岡県北九州市戸畑区第三支部	後藤雅秀	後藤利予	北九州市戸畑区沖台 2 - 16 - 20	平成20年 4 月30日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

	政	治回	且体(の名	称			代表	者名		会	計責	任者往	名	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	届出年月日
金	子	け	h l)後	援	会	森	田	茂	久	金	子	勝	則	柳川市三橋町磯鳥295 - 1	平成20年 4 月25日
九	州	政	経	懇	話	会	作	田	英	俊	作	田	英	俊	中間市長津3 - 18 - 6	平成20年 4 月10日
久1	呆よ	し <i>t</i> .)\ ਰੁੱ	を育	てる	3 会	久	保	嘉	-	久	保	千亜	紀	北九州市八幡西区浅川台 3 - 19 - 29	平成20年 4 月18日
さ	٤	う	茂	後	援	会	佐	藤		茂	佐	藤	三千	代	北九州市小倉北区明和町 1 - 26	平成20年4月4日

政治結社日	本憂国党	Ш	野	光 ‡	専川	野	和一	B 福岡市南区警弥郷 2 - 12 - 19 さかえ荘102号	平成20年4月14日
北健	会	日	高	源「	申口	」 本	量:	三 北九州市八幡東区中央 2 - 24 - 5 芳賀ビル402	平成20年 4 月14日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成20年6月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受 付 期 間 平成20年4月1日~4月30日 (政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内	容	田劫午日口	尼山在日口
政治団体の名称	共 期 争 垻	新	旧	異動年月日	届出年月日
自由民主党福岡県北九州市小倉北区第二支部	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区熊本1 - 2 - 1 フェイスビル2 F	北九州市小倉北区明和町 1 - 26	平成20年 3 月30日	平成20年4月3日
	主たる事務所の所在地	福岡市中央区大名1-12-43 福岡県歯科医師会館内	福岡市中央区大名 1 丁目12 - 43 福岡県 歯科医師会内		
自由民主党福岡県歯科医師支部	代 表 者	嶺 敬 二	永 田 正 典	平成20年4月1日	平成20年 4 月23日
	会 計 責 任 者	吉 田 治 國	清 水 一 郎		
自由民主党福岡県トラック支部	会 計 責 任 者	日 比 生 髙 宏	石 橋 浩 祐	平成20年4月3日	平成20年4月3日
自由民主党福岡市城南区支部	主たる事務所の所在地	福岡市城南区長尾2 - 3 - 26 - 602	福岡市城南区長尾 1 丁目17 - 32 - 303	平成20年4月4日	平成20年4月9日

(4団体)

(政党以外のその他の政治団体)

쁪

C		1
÷	_	_

					V/II I I I I I I I I I I I I I I I I I I									1																
	政	注	台 豆	体	の 名	3 7	称			異	動事	項					新		内		1	容							異動年月日	届出年月日
朝			薬	剤	師		 連	盟	団	体		—— 名		朝		薬	新 ——— 剤	師	 連	盟	甘:	木	月 倉	旧 · 薬	剤	師	 連	盟	平成20年4月1日	平成20年4月30日
										る事	務所	の所	生地		市来春						朝倉市									
Ħ	木	卓	明	倉	医 師	5	連	盟	会	計	責	任	者	香		月		玄		洋	福		嶋		正			孝	平成20年4月1日	平成20年4月7日
魬	塚	:	商	I	同		志	会	숲	計	責	任	者	横		江		健		次	田		中		豊			司	平成20年4月1日	平成20年4月8日
扳	塚	!	薬	剤	師	ì	連	盟	代		表		者	濱				良		_	高		武		秀			俊	平成20年4月9日	平成20年4月9日
	ш.		18 1	· +=		14	. 157	_	代		表		者	嶺				敬		=	永		田		正			典	T. 1. 00 (T. A. D. A. D.	T. # 00/T. 4 D.00 D.
白	开(// (ا ع)	岡県	後	送援	会	会	計	責	任	者	吉		田		治		或	清		水		_			郎	平成20年4月1日	平成20年 4 月23日
大	Л	Ξ	=	猪	医師	5	連	盟	代		表		者	松		本		英		則	_	J	瀬		穂			積	平成20年4月1日	平成20年 4 月22日
	/'I		_	718		, 	Œ		会	計	責	任	者	酒		井				良	松		本		英			則	十成20年 4 万 1 日	十/0,20年 年 /7 22 日
大	牟		田	医	師	ĵ	連	盟	主た	る事	務所	の所る	在地	大牟 師会		知火	1] 3 丁	目104	大牟田	医	大牟		知火	町37	Г目10₄	4 ブ	上牟日	日市	平成20年4月1日	平成20年4月3日
									代		表		者	蓮		澤		浩		明	西		村					直		
か	۲	う	じ	ф	<i>6</i> 1	後	援	会	主た	:る事	務所	の所る	在地	福岡ポ20		区谷 2	2丁目1	5 - 1	高木二	_	福岡で ポ201		·区谷	2丁巨	15 - 1	1 7	高木□]-	平成20年3月26日	平成20年4月2日
苅		田		Щ	3	幸		숲	会	計	責	任	者	Щ		下		秀		明	塩		見		和			徳	平成20年4月1日	平成20年4月2日
4F	+ W	√ +	- 圧	施品	車 盟 老	± ±.	м т	並₹	代		表		者	津		田		恵	次	郎	村		上		吉			博	平成20年4月1日	平成20年4月7日
IU	/ b ' l'	1 11-	, K	HILL J	= mi 1=	⊐ 1°	и X	пh	会	計	責	任	者	金		﨑		幹		人	津		田		恵	,	次	郎	〒113,20千年月1日	→7,00,20 + 4 /7 / 日
北	九月	h ī	市戸	5 畑	区医	師	ī 連	盟	会	計	責	任	者	辻				俊		雄	熊		野		誠			是	平成20年4月1日	平成20年4月7日

14	7	比:	九州	市	· 八	、幡	医	師 連	盟	代会	計	表	任	者者	白	石浦	直		之	今田	井中	義	治 —— 夫	平成20年4月1日	平成20年4月9日
838号	7	木	原	Œ		勝	後	援	会	主た	こる事	務所	の所で	生地	福岡市西区	愛宕 2 - 16 -	23			福岡市西区	☑愛宕2丁	目16 - 7 2	F	平成19年 5 月10日	平成20年4月2日
無	7	ኪ	州	政		経	懇	話	会	主た	こる事	務所	の所で	生地	中間市長津	3 - 18 - 6				北九州市八号	、幡西区竹	末1丁目4 - 9	9 - 205	平成19年 2 月10日	平成20年4月10日
										会	計	責	任	者	作	田	英		俊	松	藤	啓	介		
	2	<u></u>	留	米	:	医	師	連	盟	代		表		者	津	村	直		平	丸	田	宏	幸	平成20年4月1日	平成20年4月2日
	ā	Ξ	う	0	敏	昭	1 1	发 援	会	会	計	責	任	者	向	野	秀		樹	岡	本		隆	平成20年4月1日	平成20年 4 月25日
公	1	左	藤	Œ		夫	後	援	会	主た	こる事	務所	の所で	生地	北九州市小 イスビル2		- 2	- 1	フェ	北九州市小リール倉1		1 - 26	グロー	平成20年4月4日	平成20年4月4日
账										会	計	責	任	者	佐	藤	ま	ゆ	み	佐	藤		茂		
題	-	+	中	大		雅	後	援	会	会	計	責	任	者	*	澤	美	枝	子	田	中	恵	子	平成20年4月2日	平成20年4月2日
岬	Ī	E				友			会	主た	る事	務所	の所で	生地	福岡市西区	愛宕 2 - 16 -	23			福岡市西区	愛宕2丁	目16 - 7 2	F	平成19年 5 月10日	平成20年4月8日
	F	=	Ш		医	É	師	連	盟	会	計	責	任	者	中	越	大		±	向	笠	洋	Ξ	平成20年4月1日	平成20年4月4日
Ш	Ī	直	方	铵 :	手	薬	剤	師連	盟	代		表		者	冏	部	雅		光	水	Щ	_	路	平成20年4月1日	平成20年4月7日
金曜日	ħ	喬	本	茂	;	子	後	援	会	主た	る事	務所	の所で	生地	宮若市磯光	けやき原161	0 - 18			鞍手郡宮田	3町大字磷	光けやき原16	10 - 18	平成18年4月1日	平成20年 4 月11日
∄ 20 H	J.	京	伸		-	í	发	援	会	代		表		者	花	岡	知		美	中	尾	政	輝	平成20年4月4日	平成20年4月7日
平成20年6月20日	Ż	湢	岡 j	果 :	歯	科	医	師連	盟	会	計	責	任	者	吉	田	治		國	清	水	_	郎	平成20年4月1日	平成20年 4 月23日
平成2	Ź	温 匝	可 県 i	歯 科	医	師道	里盟	飯塚豆	支部	会	計	責	任	者	小	島	浩	_	郎	田	中	敏	治	平成20年4月1日	平成20年 4 月23日
	1	富岡	別 県 歯	画 科	医部	声 連	盟 大	(牟田)	支 部	代		表		者	吉	田	治		或	辻		政	博	平成20年4月1日	平成20年 4 月23日

	会	計	責	任	者	永	井	純	_	古	閑			望	
福岡県歯科医師連盟遠賀支部	代		表		者	有	吉	啓	_	森	Щ			到	亚代20年 4 日22日
桶 则 宗 图 件 医 即 连 盆 退 負 文 部	会	計	責	任	者	鶴	田	哲	昭	有	吉	啓		── 平成20年4月1日 -	平成20年4月23日
福岡県歯科医師連盟粕屋支部	会	計	責	任	者	梶	原		浩	住	吉	輝		雄 平成20年4月1日	平成20年4月23日
福岡県歯科医師連盟久留米支部	代		表		者	永	尾	禮	=	東		春		男 平成20年4月1日	平成20年4月23
福岡県歯科医師連盟小倉支部	会	計	責	任	者	榎	本	通	典	大	家	和		夫 平成20年4月1日	平成20年4月23
福岡県歯科医師連盟戸畑支部	代		表		者	荒	井		孝	廣	田	種		英 平成20年4月1日	平成20年4月23
福间宗函行区即连监广加义的	会	計	責	任	者	柴	原	修	治	竹	内	敏		羊	十成20年4月23
福岡県歯科医師連盟直方支部	代		表		者	青	木	和	敏	久	原	周		 平成20年4月1日	平成20年4月23
祖尚未因行区即任品旦万义品	会	計	責	任	者	中	恵	陽	_	贵	田	Ξ	千	夫	十成20年年月20
 	代		表		者	中	野	和	俊	有	本	利	兵	新	平成20年4月23
祖 问 示 图 行 区 即 廷 血 豆 的 来 上 义 印	슰	計	責	任	者	石	﨑	貞	美	中	野	和		文 (文	十成20年4月20
福岡県歯科医師連盟京都支部	代		表		者	石	邊	節	雄	水	野	正		敷 平成20年4月1日	平成20年4月23
祖尚未因行区即任血水即又即	슰	計	責	任	者	泉		利	治	井	上	龍		学	十成20年4月20
福岡県歯科医師連盟門司支部	代		表		者	坂	井		哲	富	畄			晋 平成20年4月1日	平成20年4月23
	会	計	責	任	者	#	尾		尚	佐	野			艺	一,3,204 4 月23
 	代		表		者	西	原	啓	太	相	浦	洋		台 → 平成20年4月1日	平成20年4月23
	会	計	責	任	者	田	中	俊	夫	木	村	_		英	下10%204 4 月20
 	代		表		者	稲	冒田	晴	彦	井	П	正	=	部 平成20年4月1日	平成20年4月23

卟
∞
Ç.
∞
C.
紐

岡 県 公 報

0年6月20日 金曜日

											会	計	責	任	者	馬		田	研		_	城	崎	泰	雄		
福	岡	県 鄅	あコ		治 i	連 盟	!黒	木	町支	京部	슰	計	責	任	者	益		本	和		知	馬	渡	淳	=	平成20年4月1日	平成20年4月15日
福	日	県	۲.	ラ ッ	・ク	事	業і	政	治 連	盟	主た	こる事	務所	の所で	生地	福岡	市博多	区博多駅東	1 - 18	- 8			多区博多駅 ク協会研修	東 1 丁目18 - 8 会館内	福	平成5年3月22日	平成20年4月3日
											会	計	責	任	者	日	比	生	髙		宏	石	橋	浩	祐	平成20年4月3日	
褔	Ē	可原	₽ ;	農 ī	政	連	柳	Ш	支	部	会	計	責	任	者	袁		田	清		美	Щ	П	幸	博	平成20年4月1日	平成20年4月16日
褔	i	博	j	政	経		研	5	究	숤	会	計	責	任	者	長		澤	真		紀	中	村	良	Ξ	平成20年4月1日	平成20年4月2日
南	ī	筑		後		農		政	Į.	連	主た	こる事	務所	の所で	生地			5田町濃施36 総合センタ		筑後農 農企画		三池郡高日	田町大字濃	施362		平成19年 1 月29日	平成20年4月24日
											会	計	責	任	者	田		中	哲		雄	野	田	光	昭	平成20年4月1日	
Ξ	原	京 朝	月;	彦(发	援	会	Ξ	伸	会	代		表		者	Щ		室	秀		起	中	村	信	義	平成20年 3 月31日	平成20年4月4日
,,		幡	歯	Ŧ.	N	Œ	ńΞ	=	連	RB	代		表		者	Ш		野	征		男	大	嶋	通	夫	平井20年4日4日	平成20年 4 月23日
ハ		憎	迷	Λ -	7	医	師	J	選	盟	会	計	責	任	者	大		蔵	雅		文	安	倍	尚	武	平成20年4月1日	平成20年4月23日
		+-	65		K	Œ	ÓΞ		油	BB	代		表		者	植		田	清	_	郎	横	田	泰	司	亚芹20年 4 日 4 日	亚戊20年 4 日20日
ハ		女	筑	1 3	Z	医	師		連	盟	会	計	責	任	者	城		戸	祐	_	郎	熊	野	修	治	平成20年4月1日	平成20年4月30日

(45団体)

福岡県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年6月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年4月1日~4月30日

(政党の支部)

			政	治	ì	ব	体	Ø,) 1	呂	称				解散年月日	届出年月日	
自	由	民	主	党	福	畄	県	栄	養	±	連	盟	支	部	平成20年3月31日	平成20年4月7日	

(1団体)

恤

(政党以外のその他の政治団体)

	Ŀ	タ 治	団 体	の名	称			解散年月日	届出年月日
秋	吉	ひ	では	二 後	ź ł	爰	숲	平成20年3月21日	平成20年4月10日
安	部	ß	易	後	援		숲	平成20年3月30日	平成20年4月1日
笑	顔の	北九	州市	を	> <	る	会	平成20年3月31日	平成20年4月4日
Ш	本	茂	子	後	援	ž	会	平成20年4月1日	平成20年4月10日
ク!	リーン	フォ・	- ラム	木村:	文夫:	後 援	会	平成18年1月1日	平成20年4月7日
٦	ŧ	151	み -	子 後	ŧ ł	爰	슰	平成20年4月1日	平成20年4月10日
小	坪	慎	也	後	援	ž	会	平成20年 4 月28日	平成20年4月30日
志	岐	義	臣	後	援	ž.	会	平成20年4月1日	平成20年4月10日
田	Ш	たけ	b	げ	後	援	会	平成20年4月1日	平成20年4月1日
な	か	しま	秀	喜	後	援	会	平成20年3月31日	平成20年4月15日
橋	本	茂	子	後	援		会	平成20年3月15日	平成20年4月11日
福	岡県	息 防	衛を	支	え	る	숝	平成20年 3 月31日	平成20年 4 月24日

藤	塚	清	子	後	援	슷	平成20年 4 月22日	平成20年 4 月30日
松	岡	章		後	援	会	平成20年 3 月21日	平成20年4月10日
松	下	υ z	3	き後	援	会	平成20年 3 月31日	平成20年4月10日
(平 吉	成 20	年 法 1	7 条 栄	2 項 適	用団体) 会	平成20年 3 月31日	平成20年4月8日
(平 九	· 成 20 州	年 法 1 政	7 条 経	2 項 適 懇	用団体話) 会	平成20年 4 月10日	平成20年4月10日
(平	· 成 20 野	年 法 1 稔	7 条 幸	2 項 適 後	用団体援) 会	平成20年 4 月16日	平成20年4月16日

(18団体)

福岡県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第2項の規定に基づき、次の公職の 候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次の とおり告示する。

平成20年6月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年4月1日~4月30日

- 1 '	資金管理団体の届出を した者の氏名				公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	ſ	代表者	の氏名		指定年月日	届出年月日
þ	\ 1	保	嘉	_	北九州市議会議員	久保よしかずを育てる会	北九州市八幡西区浅川台 3 - 19 - 29	久	保	嘉	_	平成20年4月1日	平成20年4月18日
佐	Ē Ā	藤		茂	北九州市議会議員	さとう茂後援会	北九州市小倉北区明和町 1 - 26	佐	藤		茂	平成20年4月4日	平成20年4月4日

(2団体)

52838号

是 公 報

扭

0年6月20日 金曜日

福岡県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第3項の規定による資金管理団体届 出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する 平成20年6月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受 付 期 間 平成20年4月1日~4月30日

	資金管理団体の届 出事項の異動届出 をした者の氏名				Mr. A. MYZTIETI II A. M.		内	容	H41 F. I	届出年月日	
				公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	IΒ	異動年月日		
) j		藤	じゅん	福岡市議会議員	かとうじゅん後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区谷2丁目15-1 高木コーポ202	福岡市中央区谷2丁目15-1 高木コーポ201	平成20年3月26日	平成20年4月2日	
7	ζ.	原	正勝	福岡市議会議員	木原正勝後援会	主たる事務所の所在地	福岡市西区愛宕 2 -16-23	福岡市西区愛宕 2 丁目16-7 2 F	平成19年 5 月10日	平成20年4月2日	
Ø.	Ĺ.	藤	正夫	福岡県議会議員	佐藤正夫後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区熊本 1 - 2 - 1 フェイスビル 2 階	北九州市小倉北区明和町1- 26 グローリー小倉1F	平成20年4月4日	平成20年 4 月10日	

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第3項の規定による資金管理団体指 定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受 付 期 間 平成20年4月1日~4月30日

法第19条第3項第1号による届出

平成20年6月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

' ' '	金管理団体		出を		,	公耶	戦の	種	類				資金管		団体の	名称				代表者	の氏名		取消年月日	届出年月日
秋	吉	秀	子	久	留	米	市	議会	. 議	員	秋	吉	ひ	で	٦	後	援	会	秋	吉	秀	子	平成20年3月21日	平成20年 4 月10日
安	部		陽	太	宰	府	市	議会	議	員	安	部		陽	後	1	援	会	安	部		陽	平成20年3月30日	平成20年4月1日
Л	本	茂	子	水	巻	町	議	会	議	員	Ш	本	茂	Ŧ	<u>~</u> 1	复	援	会	Ш	本	茂	子	平成20年4月1日	平成20年 4 月10日

m
9
11
#
达 20年
\simeq
\sim \sim
1~
/ 区
÷
<u> </u>
才

19

木	村	文 夫	大野城市議会議員	クリーンフォーラム木村文夫後援会 木 村 文 夫	平成18年1月1日 平成20年4月7日
古	瀬	富美子	筑紫野市議会議員	こせふみ子後援会古瀬富美子	平成20年4月1日 平成20年4月10日
志	岐	義 臣	水巻町議会議員	志 岐 義 臣 後 援 会 志 岐 義 臣	平成20年4月1日 平成20年4月10日
田	Ш	武 茂	太宰府市議会議員	田川たけしげ後援会田川武茂	平成20年4月1日 平成20年4月1日
松	岡	章	水巻町議会議員	松 章 後 援 会 松 章	平成20年 3 月21日 平成20年 4 月10日

(8団体)

総務部行政経営企画課(電話 092-643-3030) ューエッ株式会社(電話 092-411-8367) 福岡県 九州 チ

福岡市博多区東公園7番7号 福岡市博多区東比東2丁目9番1号

一箇月二、三五○円(税込・郵便料別)

定価